

利用者のために

【調査の概要】

調査の目的

2023年漁業センサスは、我が国の漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を把握し、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

2023年漁業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号（漁業センサス規則第5条第2項第1号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件）に基づく基幹統計調査である。

3 調査体系の概要

	調査の種類	調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象	調査員調査又はオンライン調査（調査員調査は自計申告を基本とし、面接調査も可能）
	海面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象	郵送調査又はオンライン調査（郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収）
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員）－調査対象	郵送調査又はオンライン調査（郵送又はオンラインにより回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収）
	内水面漁業地域調査		郵送調査又はオンライン調査（郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収）
流通加工 調査	魚市場調査	農林水産省－民間事業者－調査対象	郵送調査又はオンライン調査（郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収）
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員）－調査対象	郵送調査又はオンライン調査（郵送又はオンラインにより回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収）

4 調査の対象（海面漁業調査）

・漁業経営体調査

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第5項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

5 調査事項（海面漁業調査）

・漁業経営体調査

- (1) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営状況
- (2) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

6 調査の期日

令和5年(2023年)11月1日現在（一部の項目については、過去1年間（令和4年11月1日から令和5年10月31日）の実績）で実施した。

7 調査方法（海面漁業調査）

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接聞き取り調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

【利用上の注意】

- 1 この報告書は、令和5年11月1日現在で実施した「2023年漁業センサス」のうち、海面漁業調査（漁業経営体調査）について、令和6年12月20日に農林水産省が公表した結果（確定値）に基づき、静岡県分の結果を取りまとめたものである。

（なお、海面漁業調査（海面漁業地域調査）、内水面漁業調査及び流通加工調査の調査結果については農林水産省ホームページをご覧ください。）

- 2 各項目の数値は単位未満を四捨五入しているため、内訳と計が一致しない場合があり、比率は小数点以下第2位で四捨五入した。

また、構成比の数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

- 3 本文中及び統計表中の記号・表示については以下のとおり

「0」：単位に満たないもの

「-」：事実のないもの

「…」：事業不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

- 4 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体(計)からの差し引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

- 5 消費税の扱い

本調査の販売金額等の金額に関する調査結果には消費税が含まれている。

【用語等の解説】
漁業経営体調査

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
調査期日	令和5年11月1日
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。 ア 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 イ アに該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。 なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。
漁業層	
沿岸漁業層	経営体階層の漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
海面養殖層	経営体階層の海面養殖の各階層を合わせたものをいう。
中小漁業層	経営体階層の動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。
大規模漁業層	経営体階層の動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。

漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁獲物・収穫物の販売金額	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。 なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。
出荷先	漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・収穫物を直接出荷した相手先をいう。 なお、調査期日前1年間に出荷していない場合は、出荷を予定している出荷先とした。
漁協の市場又は荷さばき所	漁協が開設している卸売市場又は漁協の荷さばき所へ出荷した場合が該当する。
漁協以外の卸売市場	漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷した場合が該当する。
流通業者・加工業者	卸売問屋、商社などの流通業者、加工業者へ出荷した場合が該当する。 また、自ら生産した水産動植物を原料として自ら加工した品を「消費者に直接販売」以外に出荷している場合もここに該当する。
小売業者・生協	スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商等の小売業者、生協へ出荷した場合が該当する。
外食産業	レストラン等の外食産業へ出荷した場合が該当する。
消費者に直接販売	自ら生産した水産動植物又はそれを原料として自ら加工した品を消費者に直接販売した場合が該当する。
自営の水産物直売所	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売した場合が該当する。
その他の水産物直売所	共同で運営している直売所又は他者が運営する直売所で販売した場合が該当する。
他の方法	移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話、郵送等により消費者から直接受注し、販売した場合が該当する。
その他	上記以外に出荷した場合が該当する。
漁業従事世帯員（家族）	個人経営体の世帯員のうち調査期日前1年間に漁業を行った人をいう。 なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。
漁業従事役員	団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。 なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。
責任のある者	個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における漁業従事役員をいう。
経営主	自営漁業の経営に責任を持つ者又は経営の意思決定を行う者をいう。
経営方針の決定参画者（経営主を除く）	個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に経営主とともに自営漁業の経営に関する決定に参画した者をいう。
漁ろう長	団体経営体の漁ろう活動の指揮命令を一手に担っている者で、漁場選択・移動、漁網の投入タイミング等を判断し、船長以下、船員に指示を出す者をいう。
船長	団体経営体の漁船の運航責任者として、漁船の指揮権を有している者で、漁船の大き

	<p>さに従って船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に定める資格を有している者をいう。</p>
機関長	<p>団体経営体の漁船のエンジンやボイラーなどの機関部の責任者をいう。</p>
養殖場長	<p>団体経営体の海上又は陸上の養殖施設において、養殖場の運営における責任者をいう。</p>
その他	<p>団体経営体の通信長、甲板長、司ちゅう長（コック長）など海上作業における各部門における責任者をいう。</p> <p>なお、役職についていない役員も含む。</p>
陸上作業において責任のある者	<p>管理運営業務等の陸上作業における責任者をいう。</p>
漁業就業者	<p>満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。</p>
個人経営体の自家漁業のみ	<p>漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない）。</p>
漁業従事役員	<p>前述の「漁業従事役員」に同じ。</p>
漁業雇われ	<p>漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない）。</p>
新規就業者	<p>調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。</p>
11月1日現在の海上作業従事者	<p>満15歳以上で、調査期日現在で海上作業に従事した者をいう。</p> <p>なお、調査期日当日に海上作業を行っていない漁業経営体の調査期日前10日くらいの期間の平常とみられる日において自営漁業の海上作業に従事した者を含む。</p>
漁船	<p>調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。</p>
無動力漁船	<p>推進機関を付けない漁船をいう。</p>
船外機付漁船	<p>無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。</p>
動力漁船	<p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。</p> <p>なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p>

漁業の海上作業

ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。）。

イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

(ア) 海上養殖施設での養殖

a 漁船を使用した養殖施設までの往復

b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し

c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業

b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除

c 池又は水槽の見回り

d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）

e 収穫物の取り上げ作業

漁業の陸上作業

漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。

ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）

イ 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業

ウ 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ

エ 悪天候時の出漁待機

オ 餌の仕入れ及び調餌作業

カ 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業

キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業

ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業

ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常時従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。

ケ 自家漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）

個人経営体の専兼業分類

専業

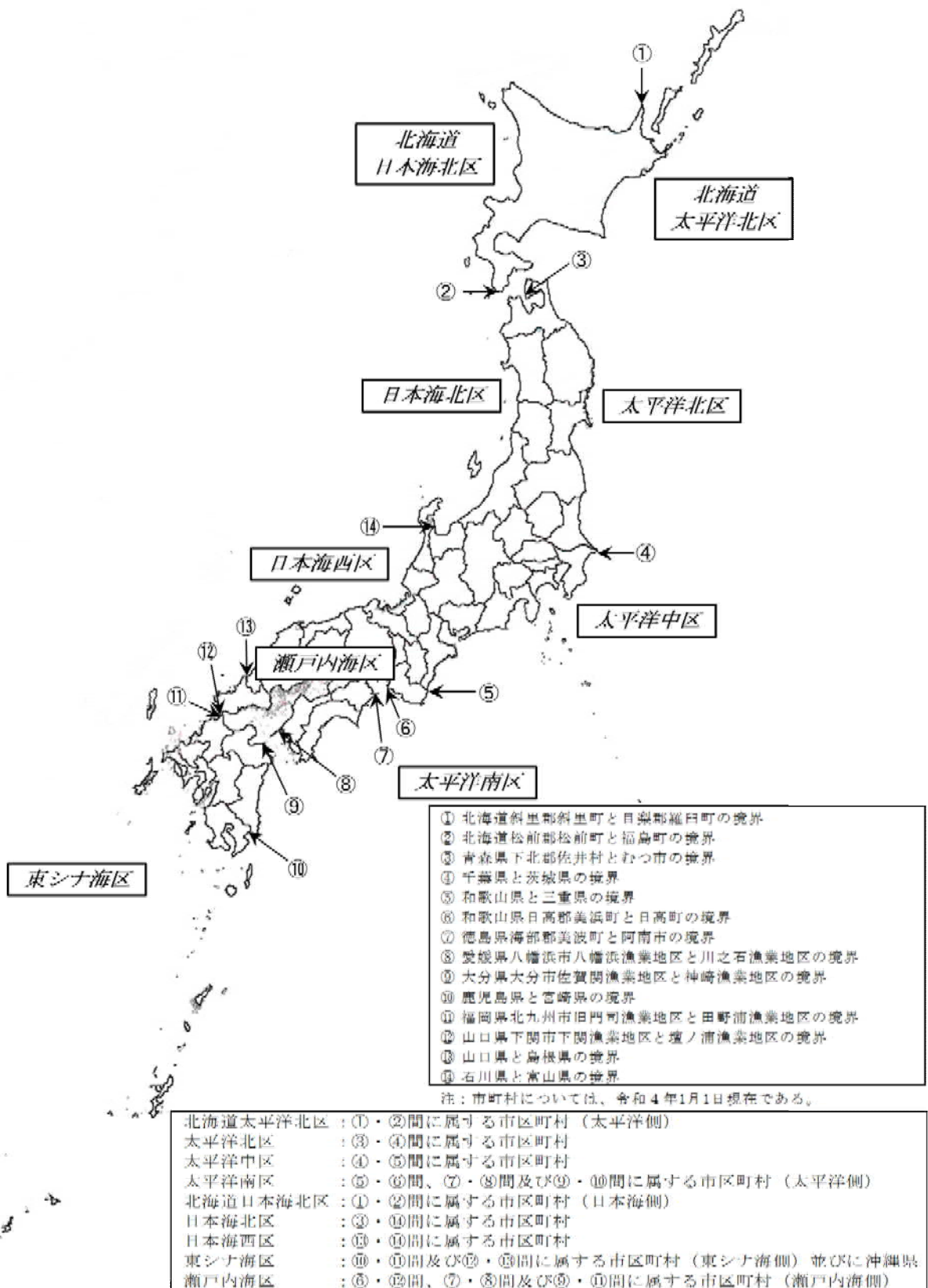
個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。

第1種兼業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合

第2種兼業	をいう。 個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。
兼業の種類	
水産物の加工	水産物を主たる原料とする加工製造業をいう。 他から水産物を購入して加工製造するもの及び原料が自ら生産した生産物であっても、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものを含む。 なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含まない。
漁家民宿	旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第3者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
漁家レストラン	食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
遊漁船業	遊漁者から料金を徴収し、漁船、遊漁船等を使用して遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業（船釣り、瀬渡し等）をいう。 なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含まない。
農業	販売することを目的に農業を行っている場合をいう。
小売業	自ら生産した水産動植物又はそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。 なお、インターネットや行商など、店舗を持たない場合も含む。
その他	上記以外のものをいう。
基幹的漁業従事者	各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。
世代構成別	
一世代個人経営	漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。
二世帯個人経営	一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。
三世帯等個人経営	一世代個人経営及び二世帯個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。
後継者	満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
大海区	海面漁業生産統計調査の表章単位として定めた地域区分をいう。 全国を9区分しており、それぞれの境界線については、大海区分図（8ページ）のとおり。

大海区区分図



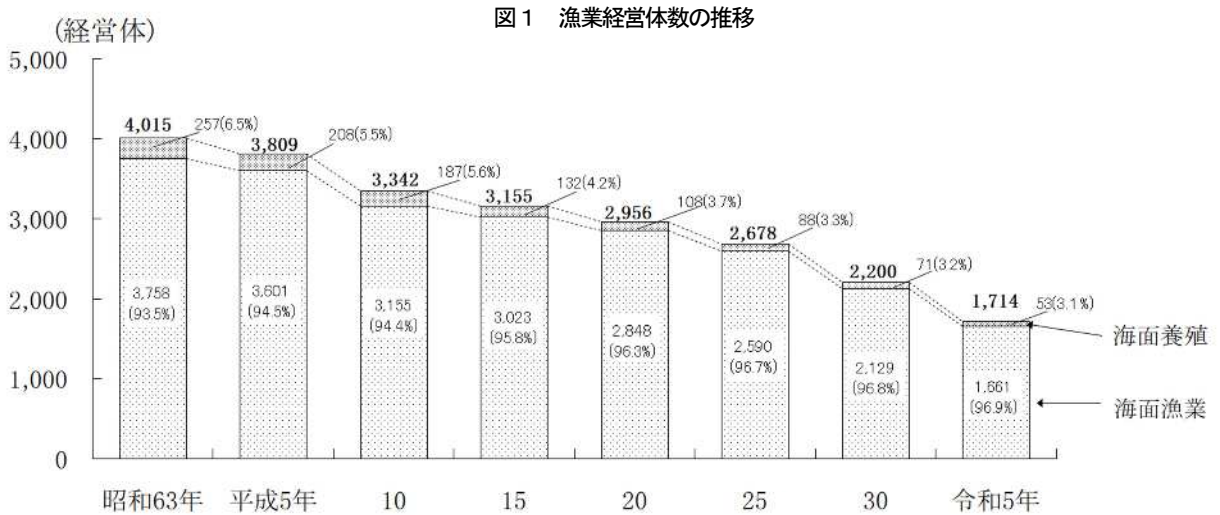
結果の概要

海面漁業経営体調査

1 漁業経営体

令和5年11月1日現在における本県海面漁業の漁業経営体数は1,714経営体で、前回（平成30年調査、以下同じ。）に比べ486経営体（22.1%）減少した。（図1）

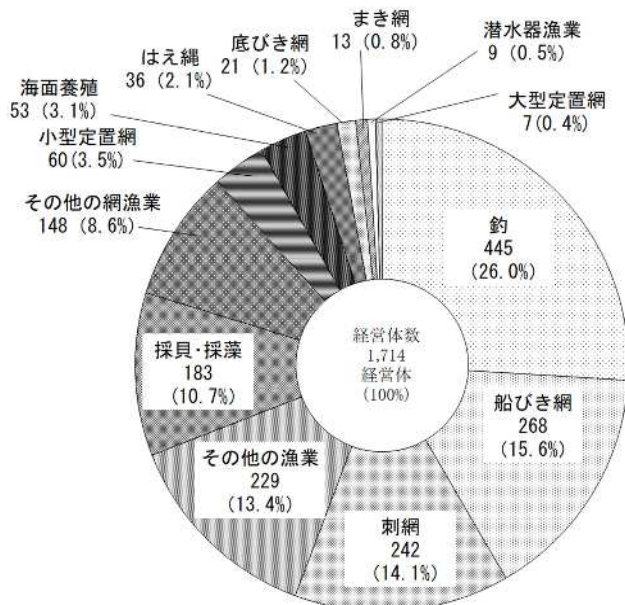
年	平成5年	10	15	20	25	30	令和5年
対前回増減率 (%)	△5.1	△12.3	△5.6	△6.3	△9.4	△17.8	△22.1



(1) 漁業種類別経営体数

販売金額1位の漁業種類別に経営体数をみると、釣が445経営体（全漁業経営体数に占める割合26.0%）と最も多く、次いで船びき網268経営体（同15.6%）、刺網242経営体（同14.1%）、その他の漁業229経営体（同13.4%）、採貝・採藻183経営体（同10.7%）の順となり、この5種で全体の79.8%を占めている。（図2、第1表-1、第1表-2）

図2 漁業種類別経営体数（構成比）



<代表的なもの>

- ・釣 …立縄釣（キンメダイ）
- ・船びき網…シラス、サクラエビ
- ・刺網…イセエビ刺網、囲目（かくめ）網（ボラ）
- ・その他の漁業…ウナギ筒、カニカゴ漁
- ・採貝…アサリ

第1表-1 販売金額1位の漁業種類別経営体数

漁業種類別	平成25年		30年		令和5年				
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	対30年比		
							増減数	増減率 (%)	
総数	2,678	100.0	2,200	100.0	1,714	100.0	△ 486	△ 22.1	
底びき網	15	0.6	13	0.6	21	1.2	8	61.5	
まき網	18	0.7	19	0.9	13	0.8	△ 6	△ 31.6	
刺網	384	14.3	299	13.6	242	14.1	△ 57	△ 19.1	
釣	744	27.8	544	24.7	445	26.0	△ 99	△ 18.2	
はえ縄	43	1.6	44	2.0	36	2.1	△ 8	△ 18.2	
船びき網	305	11.4	297	13.5	268	15.6	△ 29	△ 9.8	
その他の網漁業	81	3.0	157	7.1	148	8.6	△ 9	△ 5.7	
大型定置網	12	0.4	10	0.5	7	0.4	△ 3	△ 30.0	
小型定置網	80	3.0	61	2.8	60	3.5	△ 1	△ 1.6	
潜水器漁業	7	0.3	14	0.6	9	0.5	△ 5	△ 35.7	
採貝・採藻	595	22.2	441	20.0	183	10.7	△ 258	△ 58.5	
その他の漁業	306	11.4	230	10.5	229	13.4	△ 1	△ 0.4	
計	88	3.3	71	3.2	53	3.1	△ 18	△ 25.4	
海面養殖	ぶり類養殖	—	—	—	—	—	—	—	
	まだい養殖	8	0.3	8	0.4	5	0.3	△ 3	△ 37.5
	ひらめ養殖	2	0.1	1	0.0	1	0.1	0	0.0
	のり類養殖	28	1.0	25	1.1	13	0.8	△ 12	△ 48.0
	かき類養殖	26	1.0	25	1.1	22	1.3	△ 3	△ 12.0
	その他の貝類養殖	—	—	1	0.0	—	—	△ 1	△ 100.0
	その他の水産動物類養殖	—	—	—	—	4	0.2	4	—
	わかめ類養殖	14	0.5	4	0.2	4	0.2	0	0.0
	にじます養殖	…	0.4	…	0.3	1	0.2	△ 3	△ 42.9
	その他の魚類養殖	10	0.4	7	0.3	3	0.2	△ 3	△ 42.9

第1表-2 営んだ漁業種類別経営体数(複数回答)

漁業種類別	平成25年		30年		令和5年				
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	対30年比		
							増減数	増減率 (%)	
計(実数)	2,678	100.0	2,200	100.0	1,714	100.0	△ 486	△ 22.1	
底びき網	30	1.1	25	1.1	30	1.8	5	20.0	
まき網	26	1.0	23	1.0	16	0.9	△ 7	△ 30.4	
刺網	573	21.4	441	20.0	363	21.2	△ 78	△ 17.7	
釣	1,410	52.7	967	44.0	800	46.7	△ 167	△ 17.3	
はえ縄	88	3.3	71	3.2	62	3.6	△ 9	△ 12.7	
船びき網	325	12.1	315	14.3	289	16.9	△ 26	△ 8.3	
その他の網漁業	172	6.4	228	10.4	200	11.7	△ 28	△ 12.3	
さんま棒受網	1	0.0	1	0.0	1	0.1	0	0.0	
大型定置網	12	0.4	10	0.5	7	0.4	△ 3	△ 30.0	
小型定置網	117	4.4	95	4.3	92	5.4	△ 3	△ 3.2	
潜水器漁業	33	1.2	41	1.9	37	2.2	△ 4	△ 9.8	
採貝・採藻	928	34.7	748	34.0	427	24.9	△ 321	△ 42.9	
その他の漁業	475	17.7	361	16.4	391	22.8	30	8.3	
計	178	6.6	142	6.5	108	6.3	△ 34	△ 23.9	
海面養殖	ぶり類養殖	5	0.2	4	0.2	3	0.2	△ 1	△ 25.0
	まだい養殖	15	0.6	13	0.6	11	0.6	△ 2	△ 15.4
	ひらめ養殖	3	0.1	2	0.1	1	0.1	△ 1	△ 50.0
	のり類養殖	55	2.1	54	2.5	41	2.4	△ 13	△ 24.1
	かき類養殖	30	1.1	26	1.2	22	1.3	△ 4	△ 15.4
	その他の貝類養殖	1	0.0	2	0.1	—	—	△ 2	△ 100.0
	その他の水産動物類養殖	—	—	—	—	5	0.3	5	—
	こんぶ類養殖	4	0.1	2	0.1	—	—	△ 2	△ 100.0
	わかめ類養殖	50	1.9	25	1.1	16	0.9	△ 9	△ 36.0
	その他の海藻類養殖	—	—	—	—	2	0.1	2	—
	にじます養殖	…	0.6	…	0.6	1	0.4	△ 7	△ 50.0
	その他の魚類養殖	15	0.6	14	0.6	6	0.4	△ 7	△ 50.0

注：令和5年調査において「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成25年値及び30年値は、「その他の魚類養殖」に「にじます養殖」を含んでいる。また、構成比、対30年比(増減数)及び対30年比(増減率)は「にじます養殖」及び「その他の魚類養殖」の合計で算出した。

(2) 漁獲・収穫魚種別経営体数

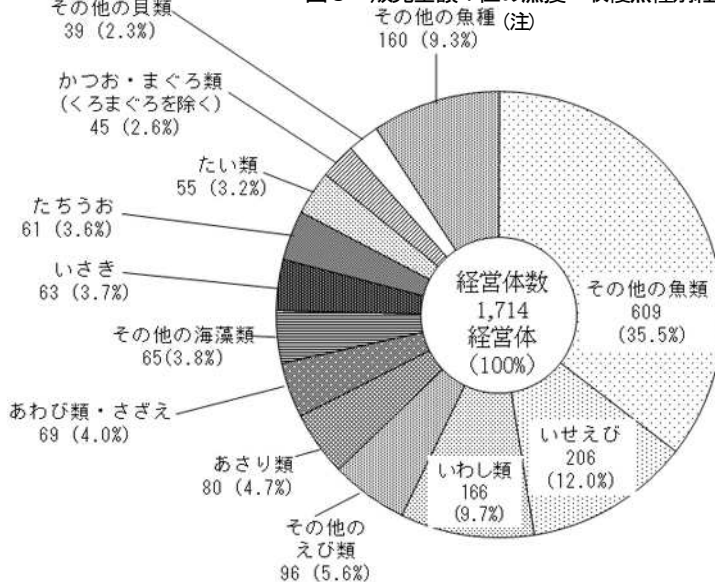
販売金額1位の漁獲・収穫魚種別に経営体数をみると、その他の魚類が609経営体（全漁業経営体数に占める割合35.5%）と最も多く、次いで、いせえび206経営体（同12.0%）、いわし類166経営体（同9.7%）、その他のえび類96経営体（同5.6%）、あさり類80経営体（同4.7%）、あわび類・さざえ69経営体（同4.0%）の順となり、この6種で全体の71.5%を占めている。（第2表、図3）

第2表 販売金額1位の漁獲・収穫魚種別経営体数

魚種別	平成30年		令和5年			
	経営体数	構成比 (%)	経営体数	構成比 (%)	対30年比	
					増減数	増減率 (%)
計	2,200	100.0	1,714	100.0	△ 486	△ 22.1
くろまぐろ	1	0.0	3	0.2	2	200.0
かつお・まぐろ類（くろまぐろを除く）	34	1.5	45	2.6	11	32.4
かじき類	-	-	-	-	-	-
さけ・ます類	-	-	1	0.1	1	-
いわし類	193	8.8	166	9.7	△ 27	△ 14.0
あじ類	32	1.5	28	1.6	△ 4	△ 12.5
さば類	21	1.0	11	0.6	△ 10	△ 47.6
さんま	-	-	-	-	-	-
ぶり類	13	0.6	4	0.2	△ 9	△ 69.2
ひらめ・かれい類	26	1.2	14	0.8	△ 12	△ 46.2
すけとうだら	1	0.0	1	0.1	0	0.0
その他たら類	9	0.4	-	-	△ 9	△ 100.0
ほっけ	2	0.1	-	-	△ 2	△ 100.0
あなご類	15	0.7	2	0.1	△ 13	△ 86.7
たちうお	50	2.3	61	3.6	11	22.0
たい類	104	4.7	55	3.2	△ 49	△ 47.1
いさき	87	4.0	63	3.7	△ 24	△ 27.6
さわら類	32	1.5	17	1.0	△ 15	△ 46.9
いかなご	-	-	-	-	-	-
ふぐ類	17	0.8	8	0.5	△ 9	△ 52.9
その他の魚類	406	18.5	609	35.5	203	50.0
いせえび	253	11.5	206	12.0	△ 47	△ 18.6
その他のえび類	107	4.9	96	5.6	△ 11	△ 10.3
ずわいがに・べにずわいがに	-	-	-	-	-	-
その他のかに類	8	0.4	9	0.5	1	12.5
あわび類・さざえ	122	5.5	69	4.0	△ 53	△ 43.4
あさり類	293	13.3	80	4.7	△ 213	△ 72.7
ほたてがい	-	-	-	-	-	-
その他の貝類	35	1.6	39	2.3	4	11.4
いか類	30	1.4	17	1.0	△ 13	△ 43.3
たこ類	7	0.3	2	0.1	△ 5	△ 71.4
うに類	-	-	1	0.1	1	-
なまこ類	5	0.2	9	0.5	4	80.0
こんぶ類	-	-	-	-	-	-
その他の海藻類	86	3.9	65	3.8	△ 21	△ 24.4
その他	211	9.6	33	1.9	△ 178	△ 84.4

※「うなぎ」は「その他の魚類」

図3 販売金額1位の漁獲・収穫魚種別経営体数の構成比



(注)：「その他の魚種」とは、第2表の「くろまぐろ」、「さけ・ます類」、「あじ類」、「さば類」、「ぶり類」、「ひらめ・かれい類」、「すけとうだら」、「あなご類」、「さわら類」、「ふぐ類」、「その他のかに類」、「いか類」、「たこ類」、「うに類」、「なまこ類」、「その他」をいう。

参考：「ウナギ」、「キンメダイ」は「その他の魚類」、「シラス」は「いわし類」、「サクラエビ」は「その他のえび類」に含まれる。

(3) 経営組織別経営体数

経営組織別に経営体数をみると、個人経営体は1,627経営体(全漁業経営体数に占める割合94.9%)で、前回に比べ468経営体(22.3%)減少、団体経営体は87経営体(同5.1%)で、前回に比べ18経営体(17.1%)減少した。(第3表)

第3表 経営組織別経営体数

経営組織	平成25年		30		令和5年		対前回(5/30)	
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
総数	2,678	100.0	2,200	100.0	1,714	100.0	△486	△22.1
個人経営体	2,558	95.5	2,095	95.2	1,627	94.9	△468	△22.3
団体経営体	120	4.5	105	4.8	87	5.1	△18	△17.1
会社	77	2.9	75	3.4	63	3.7	△12	△16.0
漁業協同組合	5	0.2	4	0.2	5	0.3	1	25.0
漁業生産組合	4	0.1	4	0.2	4	0.2	0	0.0
共同経営	34	1.3	21	1.0	15	0.9	△6	△28.6
その他	-	-	1	0.0	-	-	△1	△100.0

注：共同経営とは二人以上(法人を含む。)が漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものであり、その経営に資本又は現物を出資をしているものをいう。その他とは、都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。

(4) 経営体階層別経営体数

経営体階層別に経営体数をみると、沿岸漁業層及び中小漁業層が前回に比べ減少した。(第4表)

経営体階層とは、漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により決定した区分である。

第4表 経営体階層別経営体数

区 分	平成25		30		令和5年		対前回(5/30)		
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)	増減数	増減率(%)	
合 計	2,678	100.0	2,200	100.0	1,714	100.0	△486	△22.1	
計	2,386	89.1	1,922	87.4	1,477	86.2	△445	△23.2	
沿岸漁業層	漁船非使用	265	9.9	228	10.4	236	13.8	8	3.5
	無動力漁船のみ	6	0.2	2	0.1	7	0.4	5	250.0
	船外機付漁船	584	21.8	507	23.0	389	22.7	△118	△23.3
	動力漁船1トン未満	206	7.7	161	7.3	97	5.7	△64	△39.8
	動力漁船1～3トン未満	444	16.6	319	14.5	202	11.8	△117	△36.7
	動力漁船3～5トン未満	415	15.5	322	14.6	233	13.6	△89	△27.6
	動力漁船5～10トン未満	286	10.7	241	11.0	193	11.3	△48	△19.9
	定置網	92	3.4	71	3.2	67	3.9	△4	△5.6
海面養殖	88	3.3	71	3.2	53	3.1	△18	△25.4	
計	283	10.6	268	12.2	227	13.2	△41	△15.3	
中小漁業層	動力漁船10～30トン未満	238	8.9	233	10.6	203	11.8	△30	△12.9
	動力漁船30～100トン未満	28	1.0	24	1.1	17	1.0	△7	△29.2
	動力漁船100～200トン未満	6	0.2	2	0.1	2	0.1	0	0.0
	動力漁船200～500トン未満	7	0.3	3	0.1	1	0.1	△2	△66.7
	動力漁船500～1,000トン未満	4	0.1	6	0.3	4	0.2	△2	△33.3
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上	9	0.3	10	0.5	10	0.6	0	0.0

ア 沿岸漁業層は1,477 経営体 (全漁業経営体数に占める割合 86.2%) で、前回に比べ 445 経営体 (23.2%) 減少した。

経営体階層別にみると、漁船非使用階層が 236 経営体 (同 13.8%) で、前回に比べ 8 経営体 (3.5%) 増加したが、動力漁船を使用する階層では、動力漁船 3～5 トン未満階層が 233 経営体 (同 13.6%) で、前回に比べ 89 経営体 (27.6%) 減少、1～3 トン未満階層が 202 経営体 (同 11.8%) で、前回に比べ 117 経営体 (36.7%) 減少した。(第 4 表、図 4)

イ 中小漁業層は 227 経営体 (同 13.2%) で、前回に比べ 41 経営体 (15.3%) 減少した。

経営体階層別にみると、動力漁船 10～30 トン未満階層が 203 経営体 (同 11.8%) で、前回に比べ 30 経営体 (12.9%) 減少、30～100 トン未満階層が 17 経営体 (同 1.0%) で、前回に比べ 7 経営体 (29.2%) 減少した。(第 4 表、図 5)

ウ 大規模漁業層は 10 経営体 (同 0.6%) で、前回同様となった。(第 4 表、図 6)

図 4 沿岸漁業層経営体数の推移

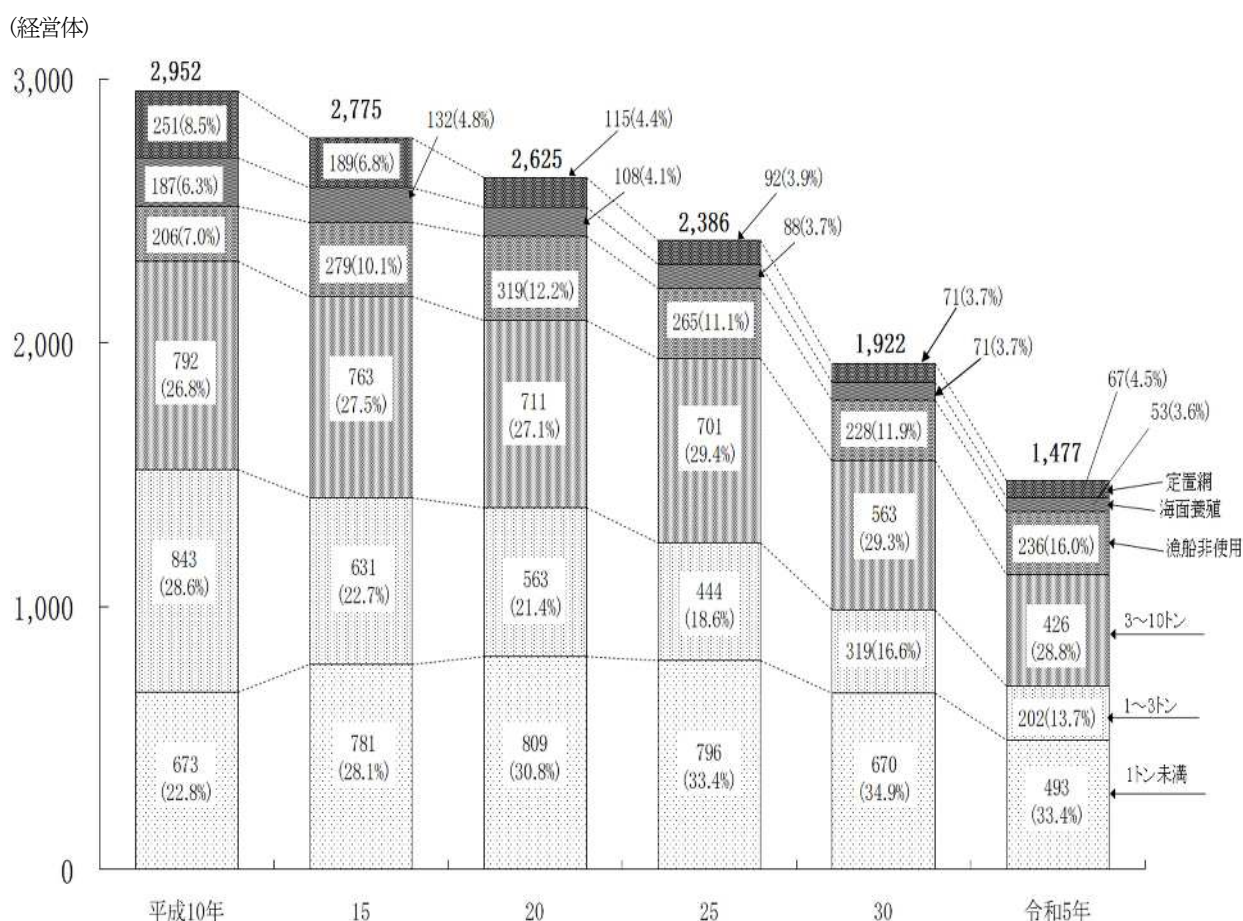


図5 中小漁業層経営体数の推移

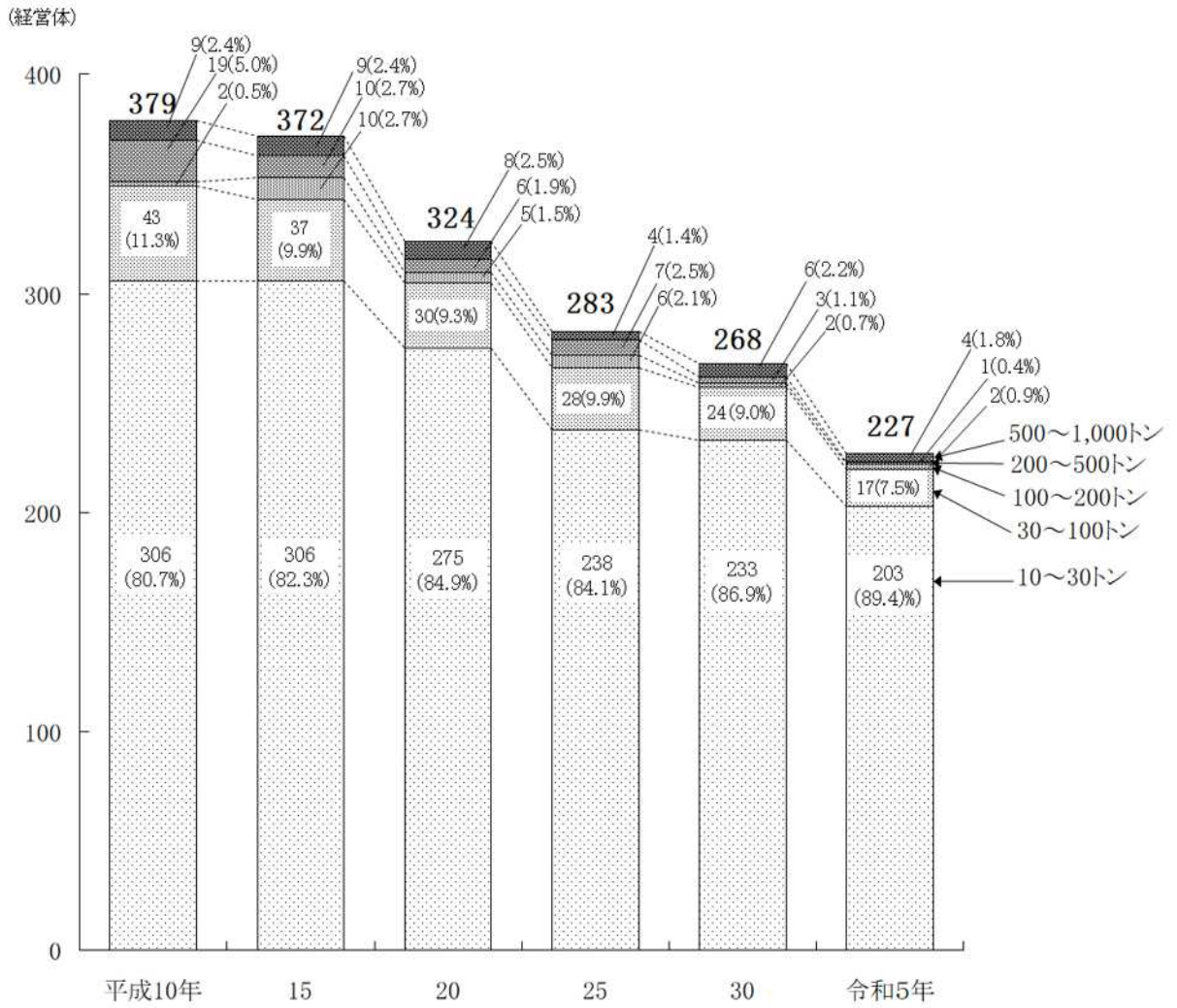
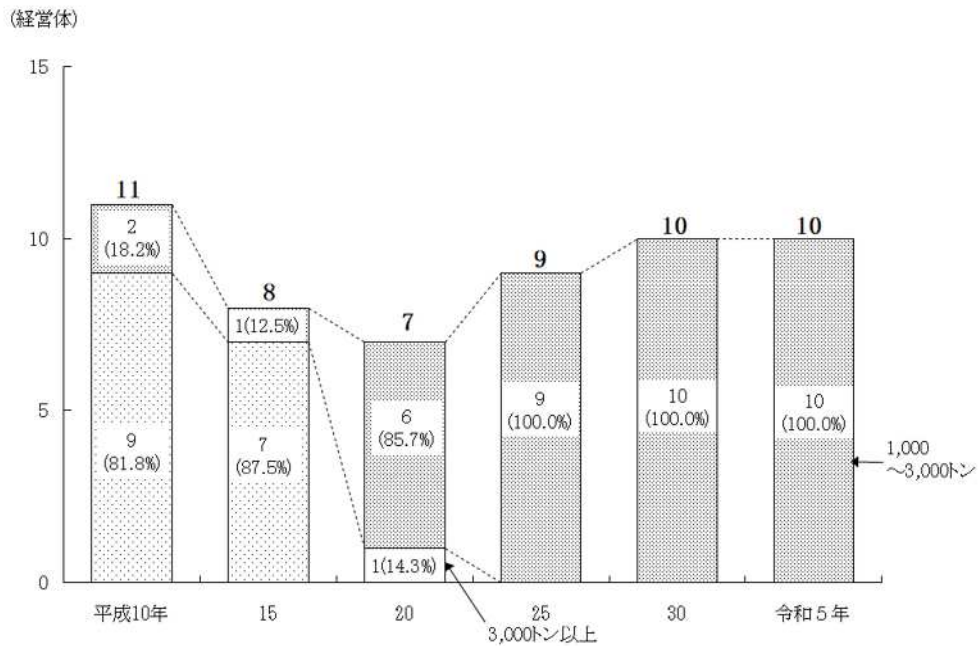


図6 大規模漁業層経営体数の推移



(5) 漁獲物・収穫物の出荷先

漁獲物の出荷先をみると、「漁協の市場又は荷さばき所」に出荷した漁業経営体数は1,369経営体（全漁業経営体数に占める割合79.9%）で最も多く、次いで「漁協以外の卸売市場」が318経営体（同18.6%）、「消費者に直接販売」が126経営体（同7.4%）の順となっている。（第5表）

第5表 漁獲物・収穫物の出荷先別漁業経営体数（複数回答）

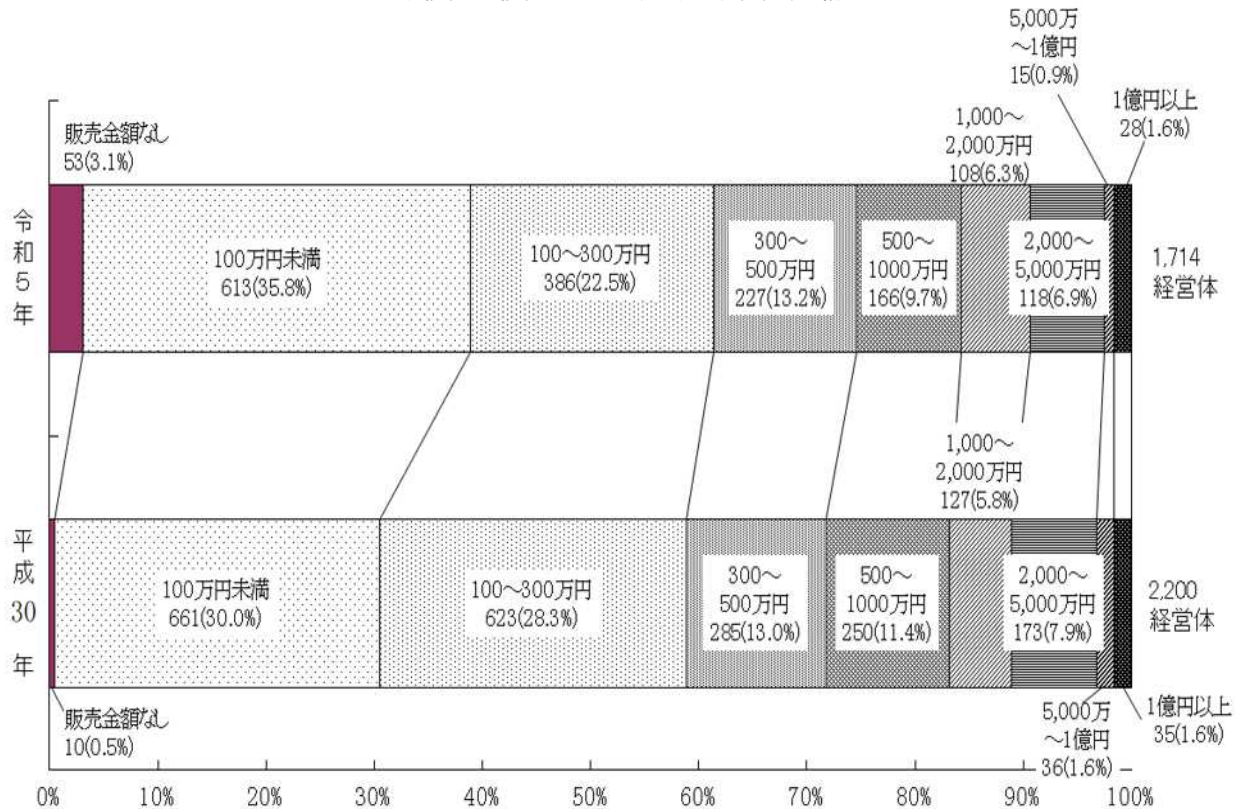
区 分	平成30年		令和5年		対前回(5/30)	
	経営体	構成比	経営体	構成比	増減数	増減率
計（実数）	2,200	100.0	1,714	100.0	△486	△22.1
漁協の市場又は荷さばき所	1,902	86.5	1,369	79.9	△533	△28.0
漁協以外の卸売市場	338	15.4	318	18.6	△20	△5.9
流通業者・加工業者	93	4.2	83	4.8	△10	△10.8
小売業者・生協	86	3.9	63	3.7	△23	△26.7
消費者に直接販売	126	5.7	126	7.4	0	0.0
直売所（共同又は他者が運営）	11	0.5	27	1.6	16	145.5
自家販売	115	5.2	110	6.4	△5	△4.3
その他（外食産業を含む）	137	6.2	124	7.2	△13	△9.5

注：複数回答項目であるため、計と内訳は一致しない。

(6) 漁獲物・収穫物の販売金額

漁獲物・収穫物の販売金額をみると、「100万円未満」の漁業経営体は613経営体（全漁業経営体数に占める割合35.8%）で最も多く、次いで「100万円～300万円未満」が386経営体（同22.5%）、「300万円～500万円未満」が227経営体（同13.2%）となっている。（図7）

図7 漁獲物・収穫物の販売金額別漁業経営体数と構成比



2 個人経営体

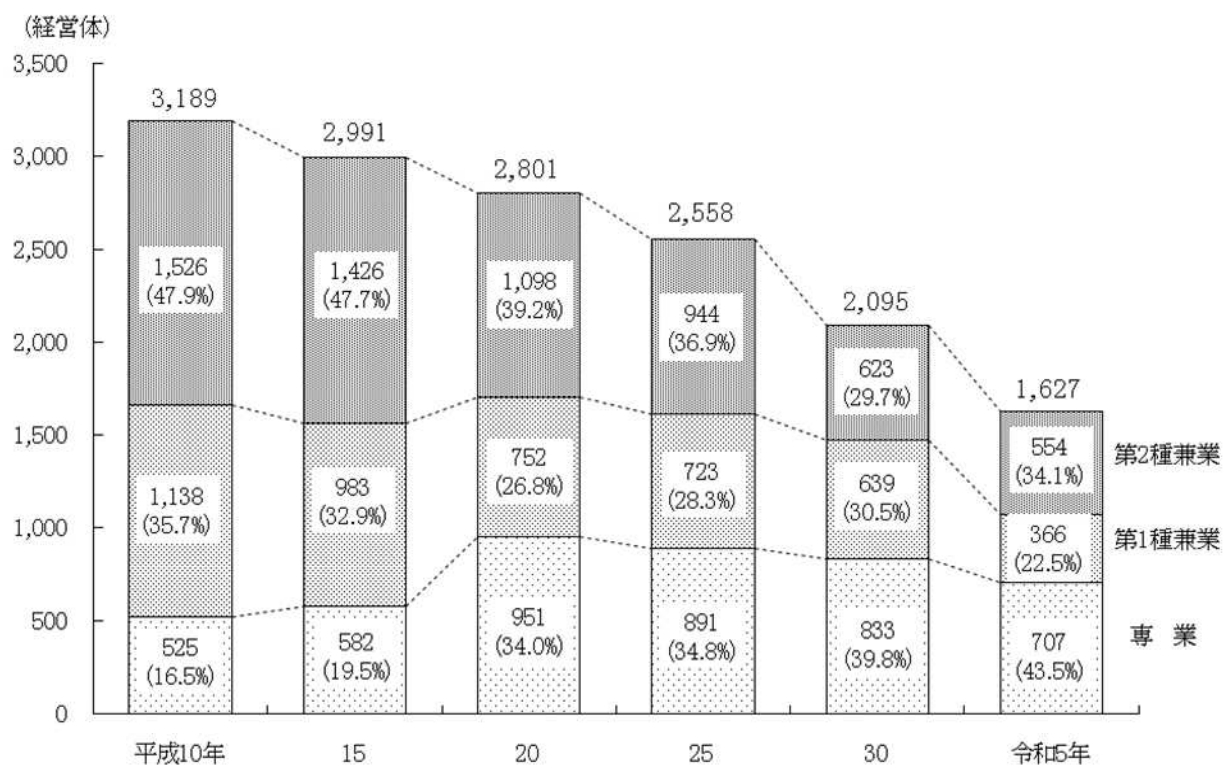
(1) 専兼業別経営体数

個人経営体（1,627経営体）を専兼業別にみると、専業が707経営体（全個人経営体数に占める割合43.5%）、第1種兼業が366経営体（同22.5%）、第2種兼業が554経営体（同34.1%）で、前回に比べ、それぞれ15.1%、42.7%、11.1%減少した。（第6表、図8）

第6表 専兼業別個人経営体数

専兼業	平成25年		30		令和5年		対前回(5/30)	
	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)	経営体数	構成比(%)	増減数	増減率(%)
総数	2,558	100.0	2,095	100.0	1,627	100.0	△ 468	△ 22.3
専業	891	34.8	833	39.8	707	43.5	△ 126	△ 15.1
兼業	1,667	65.2	1,262	60.2	920	56.5	△ 342	△ 27.1
第1種兼業	723	28.3	639	30.5	366	22.5	△ 273	△ 42.7
第2種兼業	944	36.9	623	29.7	554	34.1	△ 69	△ 11.1

図8 専兼業別個人経営体数の推移



(2) 個人経営体の兼業状況

個人経営体の兼業状況をみると、兼業を行った経営体 920 経営体のうち、漁業以外の自営業を行った経営体は 668 経営体（全個人経営体数に占める割合 41.1%）、共同経営に出資従事した経営体は 17 経営体（同 1.0%）、雇われて仕事に従事した経営体は 459 経営体（同 28.2%）であった。

漁業以外の自営業のうち、その他を兼業した経営体が 303 経営体（同 18.6%）と最も多く、次いで、遊漁船業を兼業した経営体が 227 経営体（同 14.0%）、農業を兼業した経営体が 105 経営体（同 6.5%）、漁家民宿を兼業した経営体が 37 経営体（同 2.3%）あり、年間延べ宿泊者数は 22,642 人であった。（第 7 表）

第 7 表 兼業種類別個人経営体数と民宿延べ宿泊者数（複数回答）

区 分	令和5年	構成比	年間延べ宿泊者数(人)
	経営体	%	
個人経営体(実数)	1,627	100.0	
兼業経営体数(実数)	920	56.5	
自営業(実数)	668	41.1	
水産物の加工	19	1.2	
漁家民宿	37	2.3	22,642
漁家レストラン	26	1.6	
遊漁船業	227	14.0	
農業	105	6.5	
小売業	33	2.0	
その他の	303	18.6	
共同経営に出資従事	17	1.0	
雇われ(実数)	459	28.2	
漁業雇われ	225	13.8	
漁業以外の仕事に雇われ	280	17.2	

(3) 基幹的漁業従事者の性別、年齢階層別経営体数

基幹的漁業従事者を性別にみると、男性は 1,595 経営体（全個人経営体数に占める割合 98.0%）、女性は 29 経営体（同 1.8%）で、前回に比べ男性が 22.8%減少し、女性が 3.6%増加した。

個人経営体を「基幹的漁業従事者が男」の年齢別構成割合でみると、65歳以上の年齢階層の割合が 48.9%となり、前回に比べ 0.6 ポイント減少した。（第 8 表）

第8表 基幹的漁業従事者の性別・年齢階層別個人経営体数

区 分	平成30年		令和5年		対前回 (5/30)	
	経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減率
計	2,095	100.0	1,627	100.0	△ 468	△ 22.3
海上作業従事者がいる	2,093	99.9	1,624	99.8	△ 469	△ 22.4
基幹的漁業従事者が男子	2,065	98.6	1,595	98.0	△ 470	△ 22.8
30歳未満	39	1.9	17	1.0	△ 22	△ 56.4
30歳以上35歳未満	68	3.2	35	2.2	△ 33	△ 48.5
35歳以上40歳未満	88	4.2	59	3.6	△ 29	△ 33.0
40歳以上45歳未満	95	4.5	95	5.8	0	0.0
45歳以上50歳未満	140	6.7	113	6.9	△ 27	△ 19.3
50歳以上55歳未満	172	8.2	148	9.1	△ 24	△ 14.0
55歳以上60歳未満	198	9.5	168	10.3	△ 30	△ 15.2
60歳以上65歳未満	242	11.6	180	11.1	△ 62	△ 25.6
65歳以上計	1,023	48.8	780	47.9	△ 243	△ 23.8
65歳以上70歳未満	307	14.7	208	12.8	△ 99	△ 32.2
70歳以上75歳未満	285	13.6	232	14.3	△ 53	△ 18.6
75歳以上	431	20.6	340	20.9	△ 91	△ 21.1
基幹的漁業従事者が女子	28	1.3	29	1.8	1	3.6
海上作業従事者がいない	2	0.1	3	0.2	1	50.0

(4) 自家漁業の後継者の有無別経営体数

自家漁業の後継者のいる個人経営体数は165経営体（全個人経営体数に占める割合10.1%）で、前回に比べ220経営体（57.1%）減少した。

後継者のいる個人経営体の割合を経営体階層別にみると、沿岸漁業層は7.2%、中小漁業層は32.6%で、前回に比べそれぞれ7.5ポイント、16.7ポイント減少した。

また、個人経営体の大半を占める沿岸漁業層のうち、海面養殖業の後継者のいる個人経営体の割合は14.0%、漁船漁業等は7.0%で、前回に比べそれぞれ19.9ポイント、7.1ポイント減少した。（第9表）

第9表 後継者の有無別個人経営体数

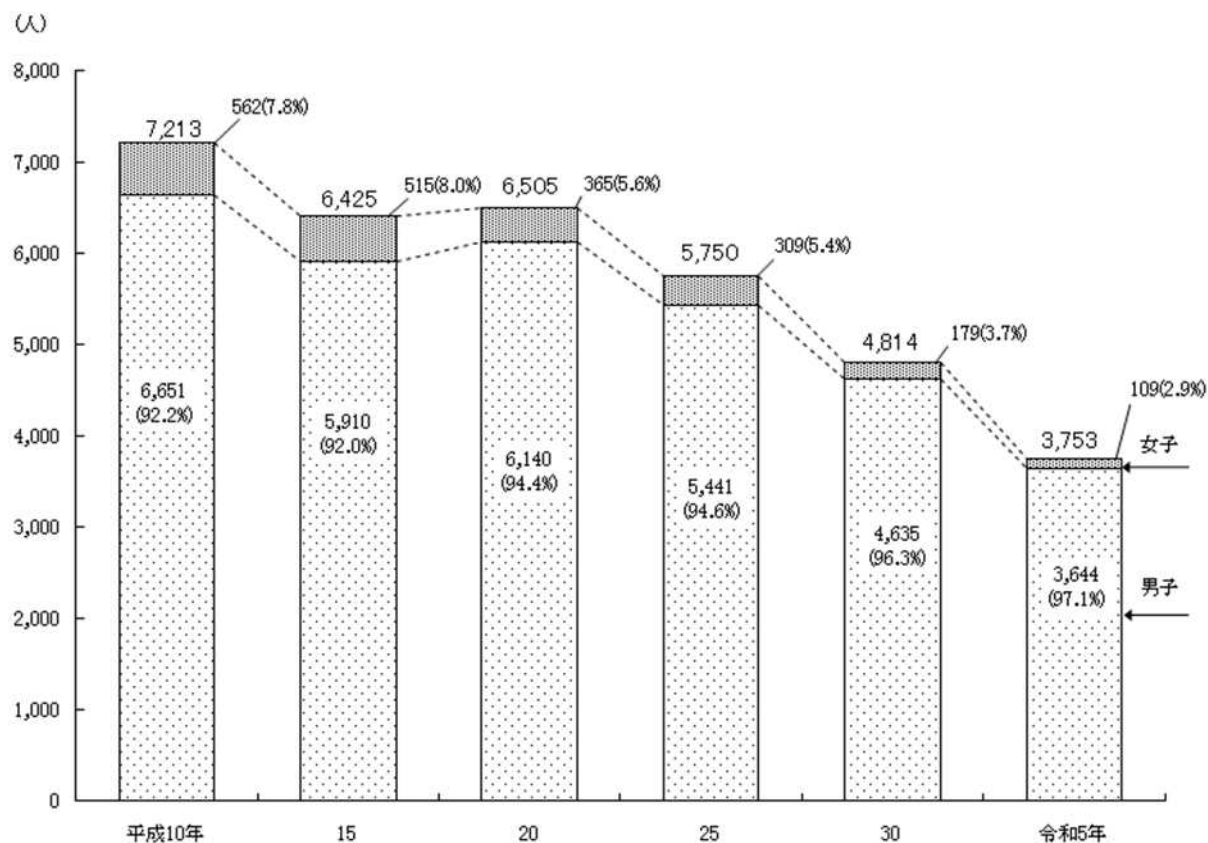
区 分	平成30年			令和5年			後継者あり経営体 対前回 (5/30)	
	経営体数	うち後継者あり		経営体数	うち後継者あり		増減数	増減率
		経営体数	割合		経営体数	割合		
計	2,095	385	18.4	1,627	165	10.1	△ 220	△ 57.1
沿岸漁業層	1,874	276	14.7	1,439	104	7.2	△ 172	△ 62.3
漁船漁業等	1,812	255	14.1	1,396	98	7.0	△ 157	△ 61.6
海面養殖	62	21	33.9	43	6	14.0	△ 15	△ 71.4
中小漁業層	221	109	49.3	187	61	32.6	△ 48	△ 44.0
大規模漁業層	-	-	-	1	-	-	-	-

3 漁業就業者

(1) 漁業就業者数

漁業就業者数は3,753人で、前回に比べ1,061人(22.0%)減少した。(図9)

図9 漁業就業者数の推移



(2) 自家・雇われ別漁業就業者数

漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事した人は1,584人で、前回に比べ489人(23.6%)減少した。

また、漁業従事役員は134人、漁業雇われ（漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事した者及び漁業従事役員以外の者）は2,035人であった。（第10表）

第10表 自家・雇われ別漁業就業者数

区 分	平成30年	令和5年	構 成 比		対前回 (5/30)	
			平成30年	令和5年	増減数	増減率
	人	人	%	%	人	%
計	4,814	3,753	100.0	100.0	△ 1061	△ 22.0
個人経営体の自家漁業のみ	2,073	1,584	43.1	42.2	△ 489	△ 23.6
漁業従事役員	168	134	3.5	3.6	△ 34	△ 20.2
漁業雇われ	2,573	2,035	53.4	54.2	△ 538	△ 20.9

(3) 新規就業者数

新規就業者は82人で、うち個人経営体の自営漁業のみの者は14人であった。（第11表）

第11表 新規就業者数

区 分	平成30年		令和5年		対前回(30/25)	
	新規就業者数	構 成 比 (%)	新規就業者数	構 成 比 (%)	増減数	増減率 (%)
計	96	100.0	82	100.0	△ 14	△ 14.6
個人経営体の自家漁業のみ	14	14.6	14	17.1	0	0.0
漁業雇われ	82	85.4	68	82.9	△ 14	△ 17.1

(4) 性別・年齢別漁業就業者数

漁業就業者数を性別にみると、男性は3,644人（全漁業就業者数に占める割合97.1%）、女性は109人（同2.9%）で、前回に比べそれぞれ21.4%、39.1%減少した。

年齢階層別にみると、全漁業就業者数に占める男性の65歳以上就業者の割合は34.1%で、前回に比べ0.6ポイント増加、女性は1.4%で、前回に比べ0.8ポイント減少した。（第12表、図10、図11）

第12表 性別・年齢区分別漁業就業者数

区 分	平成10年	15	20	25	30		令和5年		対前回（5/30）		
					構成比	構成比	増減数	増減率			
合 計	人	人	人	人	人	%	人	%	人	%	
計	7,213	6,425	6,505	5,750	4,814	100.0	3,753	100.0	△ 1,061	△ 22.0	
男	計	6,651	5,910	6,140	5,441	4,635	96.3	3,644	97.1	△ 991	△ 21.4
	15～19歳	70	52	45	42	27	0.6	24	0.6	△ 3	△ 11.1
	20～24歳	143	149	179	144	138	2.9	113	3.0	△ 25	△ 18.1
	25～29歳	194	182	281	275	211	4.4	112	3.0	△ 99	△ 46.9
	30～34歳	242	232	264	338	305	6.3	172	4.6	△ 133	△ 43.6
	35～39歳	294	276	329	328	364	7.6	265	7.1	△ 99	△ 27.2
	40～44歳	402	311	377	380	353	7.3	336	9.0	△ 17	△ 4.8
	45～49歳	619	425	451	408	369	7.7	340	9.1	△ 29	△ 7.9
	50～54歳	711	618	539	449	374	7.8	327	8.7	△ 47	△ 12.6
	55～59歳	857	678	713	472	391	8.1	329	8.8	△ 62	△ 15.9
	60～64歳	1,077	770	811	740	489	10.2	345	9.2	△ 144	△ 29.4
65歳以上計	2,042	2,217	2,151	1,865	1,614	33.5	1,281	34.1	△ 333	△ 20.6	
性	65～69歳	1,129	969	791	611	577	12.0	399	10.6	△ 178	△ 30.8
	70～74歳	634	823	808	600	488	10.1	426	11.4	△ 62	△ 12.7
	75歳以上	279	425	552	654	549	11.4	456	12.2	△ 93	△ 16.9
	計	562	515	365	309	179	3.7	109	2.9	△ 70	△ 39.1
女	15～19歳	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
	20～24歳	-	2	2	1	1	0.0	-	-	△ 1	△ 100.0
	25～29歳	1	1	1	3	4	0.1	1	0.0	△ 3	△ 75.0
	30～34歳	5	5	-	5	5	0.1	-	-	△ 5	△ 100.0
	35～39歳	16	6	5	5	4	0.1	4	0.1	0	0.0
	40～44歳	16	12	11	9	8	0.2	10	0.3	2	25.0
	45～49歳	37	19	19	21	2	0.0	7	0.2	5	250.0
	50～54歳	50	45	24	21	12	0.2	10	0.3	△ 2	△ 16.7
	55～59歳	94	58	40	20	23	0.5	11	0.3	△ 12	△ 52.2
	60～64歳	124	93	49	39	13	0.3	12	0.3	△ 1	△ 7.7
65歳以上計	219	272	213	185	107	2.2	54	1.4	△ 53	△ 49.5	
性	65～69歳	128	112	78	43	32	0.7	13	0.3	△ 19	△ 59.4
	70～74歳	73	107	81	70	29	0.6	16	0.4	△ 13	△ 44.8
	75歳以上	18	53	54	72	46	1.0	25	0.7	△ 21	△ 45.7

図10 男性年齢別漁業就業者数の推移

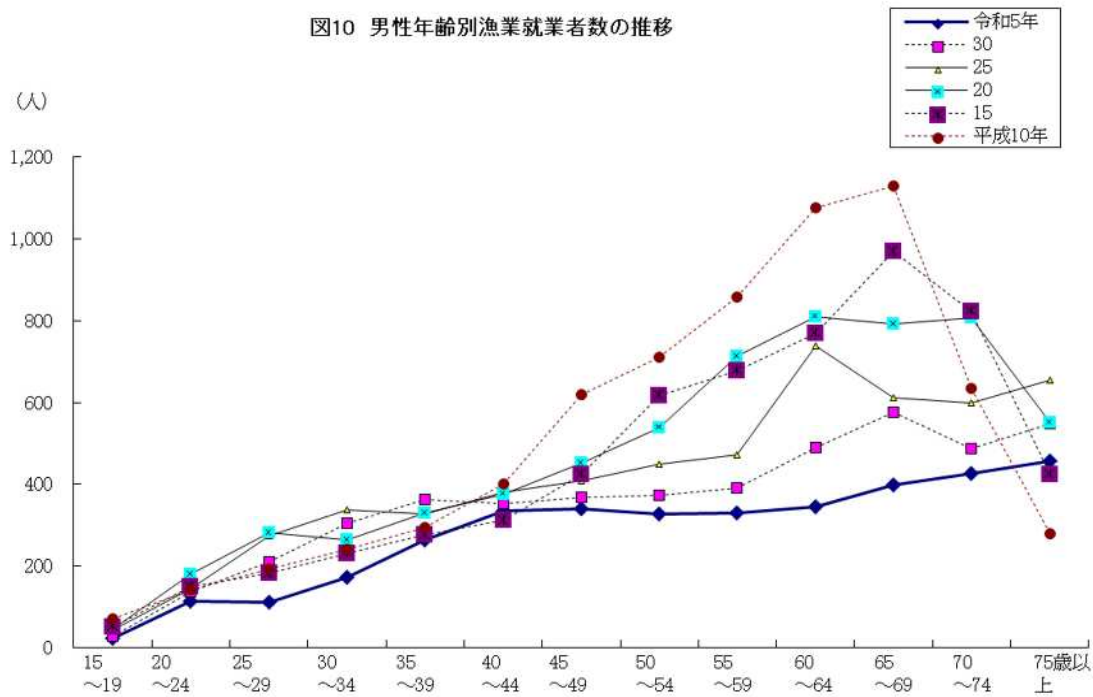
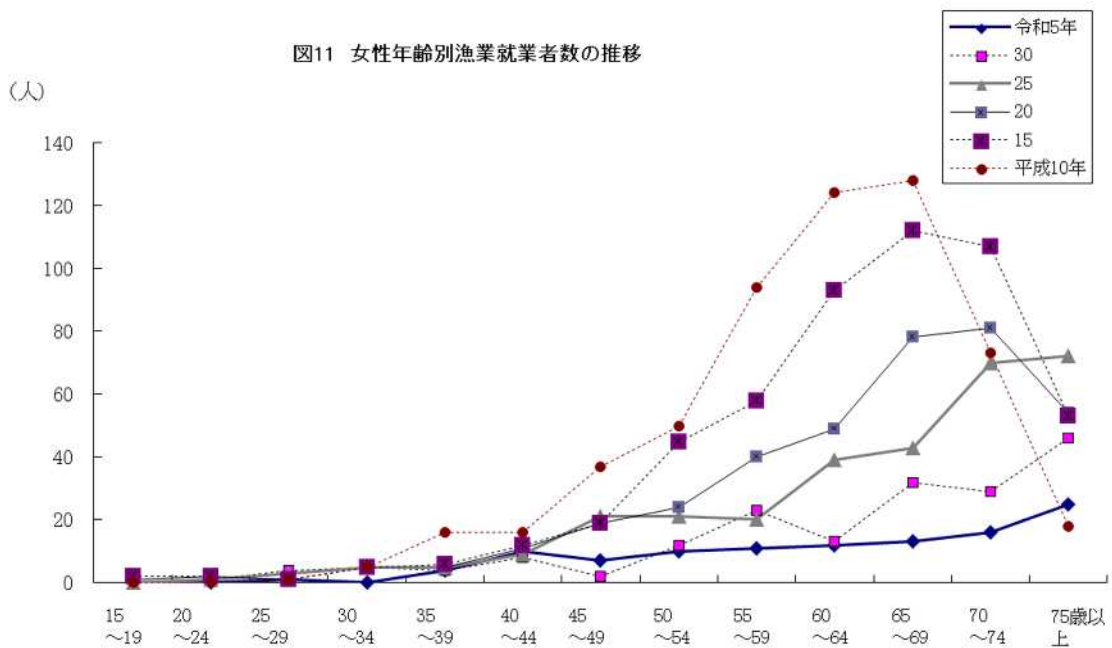


図11 女性年齢別漁業就業者数の推移



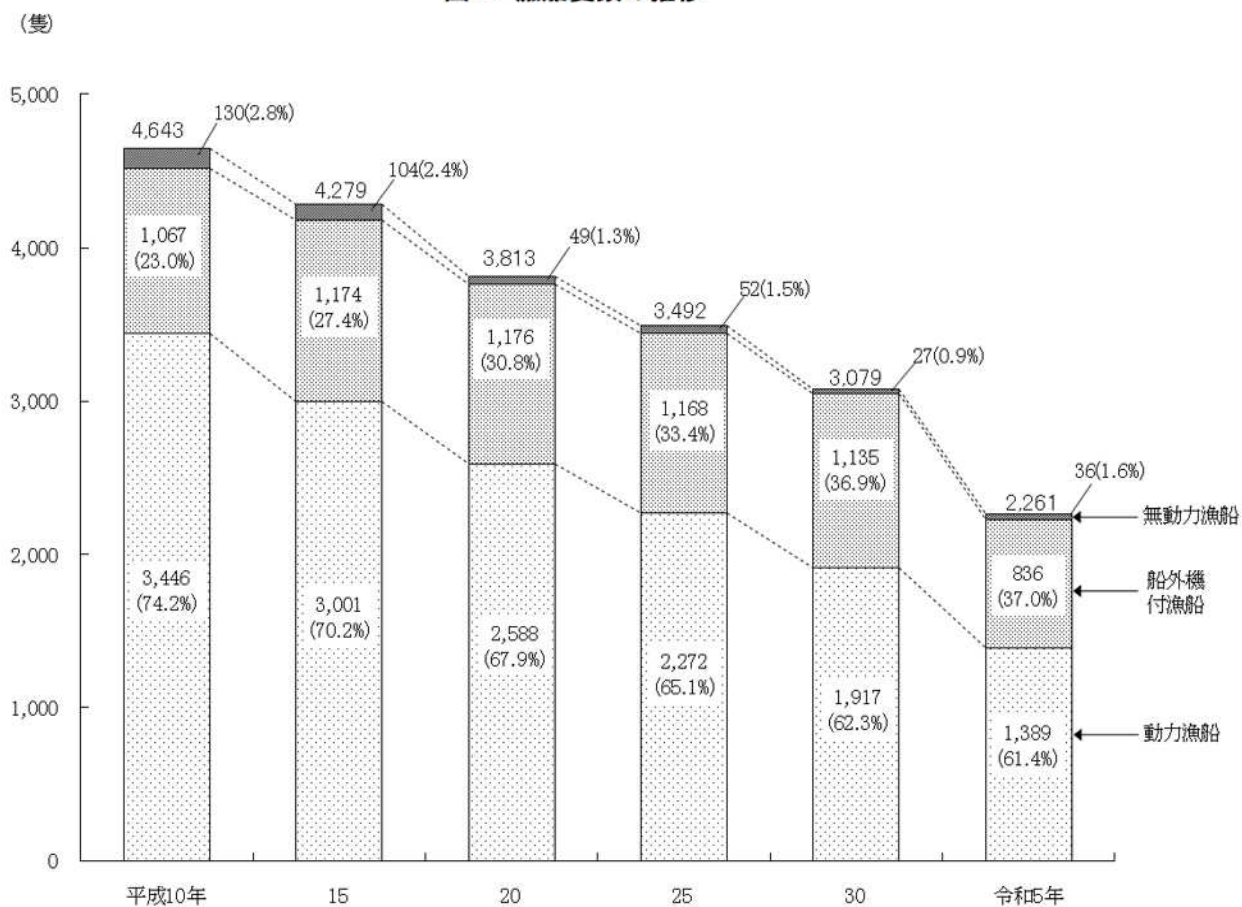
4 漁船

漁業経営体が調査期日前1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の総隻数は2,261隻で、前回に比べ818隻(26.6%)減少した。

漁船隻数を規模別にみると、無動力漁船が36隻(全漁船隻数に占める割合1.6%)、船外機付漁船が836隻(同37.0%)、動力漁船が1,389隻(同61.4%)で、前回に比べ無動力漁船は33.3%増加したが、船外機付漁船、動力漁船がそれぞれ26.3%、27.5%減少した。

動力漁船をトン数規模別にみると、100トン~200トン未満の階層で増加し、1000~3000トン未満の階層で新たに増加したものの、それ以外の階層では減少した。(図12、第13表)

図12 漁船隻数の推移



第13表 規模別漁船隻数

区分	平成25年		30		令和5年		対前回 (5/30)		
	隻	構成比 (%)	隻	構成比 (%)	隻	構成比 (%)	増減数	増減率 (%)	
計	3,492	100.0	3,079	100.0	2,261	100.0	△ 818	△ 26.6	
無動力漁船	52	1.5	27	0.9	36	1.6	9	33.3	
船外機付漁船	1,168	33.4	1,135	36.9	836	37.0	△ 299	△ 26.3	
動力漁船	2,272	65.1	1,917	62.3	1,389	61.4	△ 528	△ 27.5	
動力漁船	1トン未満	288	8.2	241	7.8	131	5.8	△ 110	△ 45.6
	1～3トン未満	587	16.8	438	14.2	266	11.8	△ 172	△ 39.3
	3～5トン未満	517	14.8	399	13.0	295	13.0	△ 104	△ 26.1
	5～10トン未満	661	18.9	641	20.8	519	23.0	△ 122	△ 19.0
	10～30トン未満	147	4.2	135	4.4	124	5.5	△ 11	△ 8.1
	30～100トン未満	16	0.5	9	0.3	6	0.3	△ 3	△ 33.3
	100～200トン未満	9	0.3	8	0.3	9	0.4	1	12.5
	200～500トン未満	45	1.3	40	1.3	34	1.5	△ 6	△ 15.0
	500～1,000トン未満	2	0.1	6	0.2	4	0.2	△ 2	△ 33.3
	1,000～3,000トン未満	-	-	-	-	1	0.0	1	-
3,000トン以上	-	-	-	-	-	-	-	-	

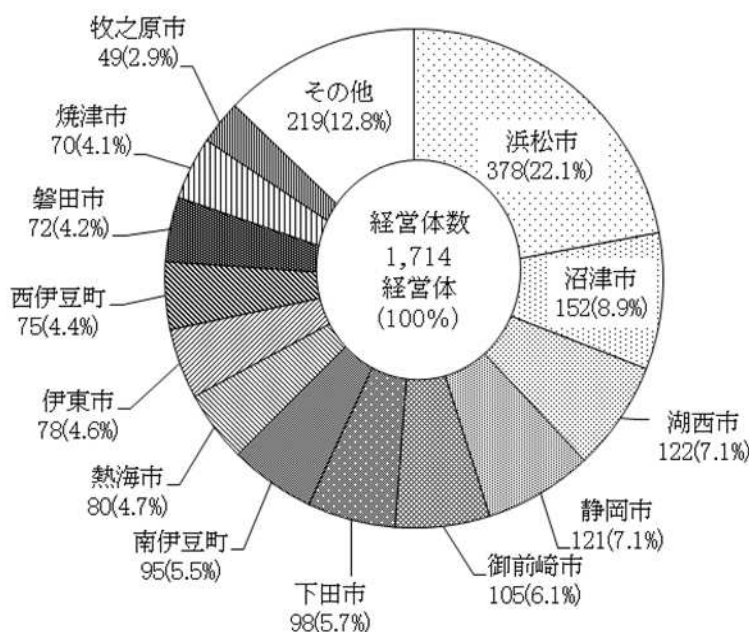
5 市町の状況

(1) 漁業経営体数

漁業経営体数は、浜松市が378経営体（全漁業経営体数に占める割合22.1%）で最も多く、次いで、沼津市152経営体（同8.9%）、湖西市122経営体（同7.1%）、静岡市121経営体（同7.1%）、御前崎市105経営体（同6.1%）の順となった。

前回に比べ増加した市町は、袋井市（1経営体、100.0%増）、伊豆市（5経営体、12.8%増）の2市であった。減少した主な市町は、減少数の大きい順に浜松市（175経営体減）、下田市（50経営体減）、西伊豆町（41経営体減）等となり、減少率の大きい順に東伊豆町（38.0%減）、西伊豆町（35.3%減）、牧之原市（34.7%減）等となった。（図13、第14表）

図13 市町別漁業経営体数(構成比)

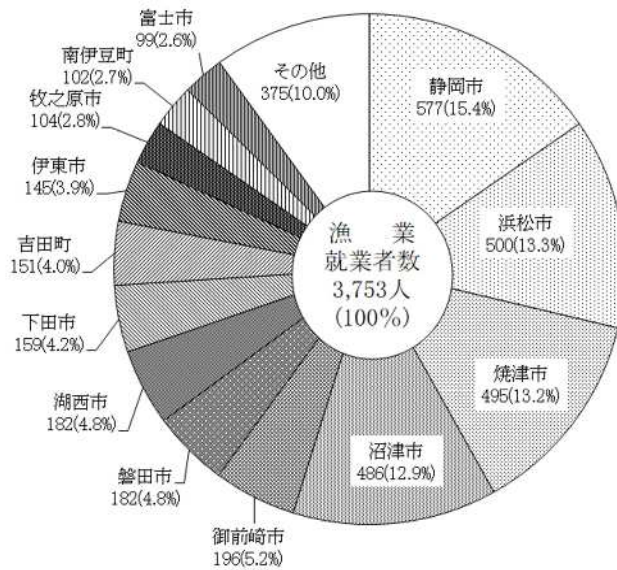


(2) 漁業就業者数

漁業就業者数は、静岡市577人（全漁業就業者数に占める割合15.4%）と最も多く、次いで、浜松市が500人（同13.3%）、焼津市495人（同13.2%）、沼津市486人（同12.9%）、御前崎市196人（同5.2%）の順となった。

前回に比べ増加した主な市町は、河津町（7人、14.9%増）、吉田町（4人、2.7%増）、減少した主な市町は、減少数の大きい順に浜松市（218人減）、焼津市（167人減）、静岡市（109人減）等となり、減少率の大きい順に西伊豆町（45.9%減）、牧之原市（42.5%減）、東伊豆町（34.4%減）等となった。（図14、第15表）

図14 市町別漁業就業者数（構成比）

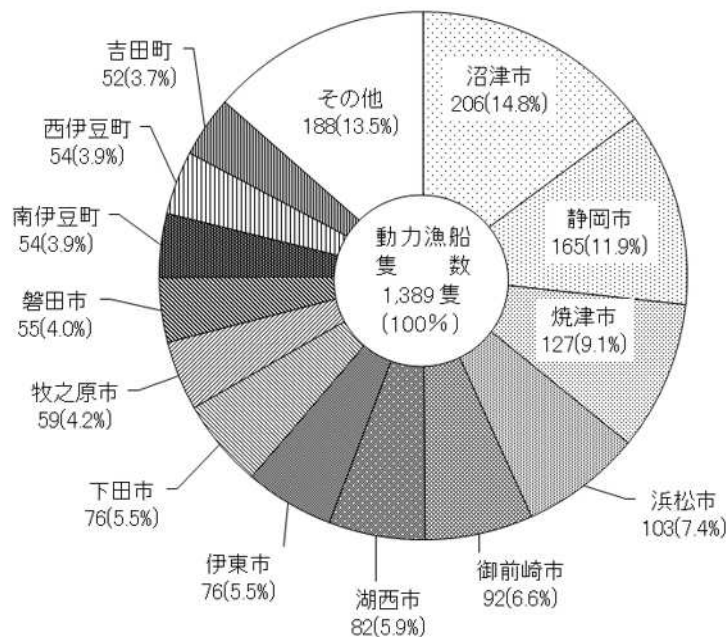


(3) 動力漁船隻数

動力漁船隻数は、沼津市が206隻（全動力漁船隻数に占める割合14.8%）で最も多く、次いで、静岡市165隻（同11.9%）、焼津市127隻（同9.1%）、浜松市103隻（同7.4%）、御前崎市92隻（同6.6%）の順となった。

前回に比べ増加した主な市町は、御前崎市（1隻、1.1%増）、減少した主な市町は、減少数の大きい順に浜松市（102隻減）、湖西市（92隻減）、下田市（52隻減）等となり、減少率の大きい順に湖西市（52.9%減）、浜松市（49.8%減）、西伊豆町（46.0%減）等となった。（図15、第16表）

図15 市町別動力漁船隻数（構成比）



第14表 市町別漁業経営体数

市 町	漁 業 経 営 体 数				
	平成30年	令和5年	対前回 (5/30)		
	経営体	経営体	%	経営体	%
計	2,200	1,714	100.0	△ 486	△ 22.1
静岡市	153	121	7.1	△ 32	△ 20.9
浜松市	553	378	22.1	△ 175	△ 31.6
沼津市	172	152	8.9	△ 20	△ 11.6
熱海市	96	80	4.7	△ 16	△ 16.7
伊東市	100	78	4.6	△ 22	△ 22.0
富士市	48	42	2.5	△ 6	△ 12.5
磐田市	79	72	4.2	△ 7	△ 8.9
焼津市	76	70	4.1	△ 6	△ 7.9
掛川市	19	17	1.0	△ 2	△ 10.5
袋井市	1	2	0.1	1	100.0
下田市	148	98	5.7	△ 50	△ 33.8
湖西市	160	122	7.1	△ 38	△ 23.8
伊豆市	39	44	2.6	5	12.8
御前崎市	111	105	6.1	△ 6	△ 5.4
牧之原市	75	49	2.9	△ 26	△ 34.7
東伊豆町	50	31	1.8	△ 19	△ 38.0
河津町	27	27	1.6	0	0.0
南伊豆町	109	95	5.5	△ 14	△ 12.8
松崎町	44	35	2.0	△ 9	△ 20.5
西伊豆町	116	75	4.4	△ 41	△ 35.3
吉田町	24	21	1.2	△ 3	△ 12.5

第15表 市町別漁業就業者数

市 町	漁 業 就 業 者 数				
	平成30年	令和5年	対前回 (5/30)		
	人	人	%	人	%
計	4,814	3,753	100.0	△ 1,061	△ 22.0
静岡市	686	577	15.4	△ 109	△ 15.9
浜松市	718	500	13.3	△ 218	△ 30.4
沼津市	555	486	12.9	△ 69	△ 12.4
熱海市	128	90	2.4	△ 38	△ 29.7
伊東市	174	145	3.9	△ 29	△ 16.7
富士市	142	99	2.6	△ 43	△ 30.3
磐田市	210	182	4.8	△ 28	△ 13.3
焼津市	662	495	13.2	△ 167	△ 25.2
掛川市	x	17	0.5	x	x
袋井市	x	4	0.1	x	x
下田市	227	159	4.2	△ 68	△ 30.0
湖西市	235	182	4.8	△ 53	△ 22.6
伊豆市	45	38	1.0	△ 7	△ 15.6
御前崎市	230	196	5.2	△ 34	△ 14.8
牧之原市	181	104	2.8	△ 77	△ 42.5
東伊豆町	64	42	1.1	△ 22	△ 34.4
河津町	47	54	1.4	7	14.9
南伊豆町	124	102	2.7	△ 22	△ 17.7
松崎町	46	38	1.0	△ 8	△ 17.4
西伊豆町	170	92	2.5	△ 78	△ 45.9
吉田町	147	151	4.0	4	2.7

第16表 市町別動力漁船隻数

市 町	動 力 漁 船 隻 数				
	平成30年	令和5年	対前回 (5/30)		
			構成比	増減数	増減率
計	隻 1,917	隻 1,389	% 100.0	隻 △ 528	% △ 27.5
静岡市	215	165	11.9	△ 50	△ 23.3
浜松市	205	103	7.4	△ 102	△ 49.8
沼津市	225	206	14.8	△ 19	△ 8.4
熱海市	64	49	3.5	△ 15	△ 23.4
伊東市	99	76	5.5	△ 23	△ 23.2
富士市	48	43	3.1	△ 5	△ 10.4
磐田市	65	55	4.0	△ 10	△ 15.4
焼津市	145	127	9.1	△ 18	△ 12.4
掛川市	x	x	x	x	x
袋井市	x	x	x	x	x
下田市	128	76	5.5	△ 52	△ 40.6
湖西市	174	82	5.9	△ 92	△ 52.9
伊豆市	19	11	0.8	△ 8	△ 42.1
御前崎市	91	92	6.6	1	1.1
牧之原市	89	59	4.2	△ 30	△ 33.7
東伊豆町	47	30	2.2	△ 17	△ 36.2
河津町	20	17	1.2	△ 3	△ 15.0
南伊豆町	75	54	3.9	△ 21	△ 28.0
松崎町	36	30	2.2	△ 6	△ 16.7
西伊豆町	100	54	3.9	△ 46	△ 46.0
吉田町	60	52	3.7	△ 8	△ 13.3

